がん個別相談会

時 9月17日、10月15日の木曜日、13時～15時30分 場 中丹東保健所
内 保健師が看護師が応じる
問 府がん総合相談支援センター（☎0120・078・394）

看護職 就業相談会

時 9月9日(水)13時30分～16時
場 ハローワーク舞鶴 内 復職や転職の相談
対 保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を持っている人
問 府北部看護職支援センター（☎0772・46・9002）

高齢者・障害者権利擁護相談

時 9月9日(水)13時から 場 市役所別館
内 財産管理や遺産相続、遺言など
対 高齢者や障害者とその家族
定 先着3人
申 9月7日(月)までに電話で高齢者支援課（☎66・1018）へ。

人権相談

人権なんでもお気軽相談

時 毎週月曜日（休日の場合は翌日）9時～12時 場 法務局舞鶴支局
内 面接相談（個室）・電話相談

特設人権相談所

時・場 ◇第2木曜日…城南会館
◇第3木曜日…南公民館、いずれも9時～12時
内 面接相談（個室）

〈共通〉
内 人権擁護委員が応じる
問 法務局舞鶴支局（☎76・0858）

難病医療相談

時 10月26日(月)13時～16時
場 中丹東保健所
内 神経系難病について専門医が応じる
対 神経・筋難病患者か疑いのある人、その家族
申 10月1日(木)～14日(水)に電話で中丹東保健所（☎75・0806）へ。

司法書士無料相談

時・場 ◇9月26日(土)13時30分～16時30分…西総合会館
◇9月27日(日)13時30分～16時30分…赤れんが4号棟
内 成年後見や一般登記、法律に関する相談
問 京都司法書士会（☎075・241・2666）

市民無料相談（市民課、☎66・1006）

司法書士法律相談

時 9月3日(木)13時30分～16時30分
場 市役所本館
内 登記や相続、成年後見、多重債務など

巡回市民・行政相談

時 9月8日(火)13時30分～15時30分
場 南公民館
内 個人間や家庭内、消費生活に関することなど

行政書士相談

時 9月9日(水)10時～13時
場 市役所本館
内 契約書の作成や会社・法人の設立など

公証相談

時 9月15日(火)13時30分～15時30分
場 市役所本館
内 遺言書や契約書など公正証書の作成

土地家屋調査士相談

時 9月15日(火)13時30分～15時30分
場 市役所本館
内 土地の分筆や合筆、境界問題、家屋の新・増築、滅失など

市民法律相談

時 9月18日(金)13時から
場 市役所本館
内 弁護士が応じる
定 11人（多数の場合抽選）
申 9月16日(水)8時30分～12時に電話で。

府民無料法律相談

時 9月14日(月)13時30分から
場 中丹広域振興局
内 弁護士が応じる 定 先着10人
申 9月11日(金)9時から電話で同振興局（☎62・2500）へ。

療育相談

時 9月14日(月)と28日(月)13時30分～15時30分 場 地域生活センターみずなぎ
対 市内在住の障害児・者とその家族
申 電話かファクスで同センター（☎64・3766、F64・3658）

立命館大学法律相談

時 9月12日(土)13時30分～16時30分、13日(日)9時30分～14時30分
場 西駅交流センター
内 離婚や相続、近隣トラブルなどの相談に法科大学院生と教員が応じる
申 9月11日(金)までに電話で市民課（☎66・1006）へ。

聞こえの相談会

時 9月24日(木)13時～16時
場 聴言センター
内 聴力測定と補聴器の相談
対 市内在住の難聴者
定 5人
申 9月18日(金)までに電話かファクス、はがきで聴言センター（〒625－0083 市内字余部上2－9、☎64・3911、F64・3912）へ。

傍聴

定例教育委員会

時 9月29日(火)14時から
場 市役所別館
問 教育総務課（☎66・1070）

その他

秋の全国交通安全運動

9月21日(祝)～30日(水)、「京の秋　早めのライトと反射材」をスローガンに秋の全国交通安全運動を実施。1人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、交通事故を防止しましょう。

《運動の基本》
子どもと高齢者の交通事故防止

《運動重点》
◇夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（反射材用品などの着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
◇後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
◇飲酒運転の根絶

◎市の広報番組
α STATION FM KYOTO 89.4
◆Wind of Maizuru 毎週木曜日、12:40～12:50
赤れんがパークを中心に市内の催しを紹介

◎Facebook（フェイスブック）
◆市公式 Facebook
イベントなどの旬な情報をお届け

パブリック・コメント手続き制度

文化振興条例骨子案にご意見を

市では、市民1人ひとりが豊かさを感じられる文化のまちづくりを推進するため「舞鶴市文化振興条例」の制定を進めています。このたび、条例の骨子案がまとまりましたので、市パブリック・コメント手続制度（市民意見提出制度）に基づき、市民の皆さんから意見を募集します。

◆主な概要
《基本理念》
文化活動は市民が主体となって行われるべきものであり、自主性及び創造性が尊重されること など
《市の責務》
文化の振興に関する施策を総合的・計画的に策定 など
《市民の役割》
自主的に文化活動を展開し、文化の振興を図るよう努める
《文化の振興に関する基本的施策》
◇地域文化等の保全◇文化活動を行う機会の充実◇高齢者・障害者等の文化活動の充実◇子ども・若者の文化活動の充実
◇担い手の育成 など

◆募集期間
9月24日(木)まで
◆条例骨子案の公表場所
文化振興課、情報公開コーナー、西支所、加佐分室、中央・東・西・南公民館、大浦・城南会館、東・西図書館。市ホームページにも掲載。
◆提出方法
様式は自由。住所、氏名、電話番号を記入し、「舞鶴市文化振興条例骨子案に対する意見」と明記して、郵送か持参、ファクス、電子メール（bunka@post.city.maizuru.kyoto.jp）で文化振興課へ。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。
◆提出された意見の取り扱い
提出された意見などを考慮して最終案を作成。また、意見の概要と意見に対する市の考え方を整理し、公表します（氏名などは公表しません）。

▼詳しくは、文化振興課（☎66・1019、FAX62・9891）へ。

《交通安全市民の集いを開催》
時 9月23日(祝)13時30分～15時30分
場 総合文化会館
内 府警察音楽隊・カラーガード隊が登場
問 市交通対策協議会（市民課内、☎66・1006）

里親の募集

さまざまな事情で家族と暮らすことのできなくなった子どもを自分の家庭に受け入れ、暖かく愛情をもって育てていただく里親を募集しています。
問 府北部家庭支援センター（福知山児童相談所、☎0773・22・3623）

「京の食彩券」の利用店舗を募集

公益社団法人京のふるさと産品協会が発行するプレミアム付き商品券「京の食彩券」の利用店舗を募集
対 府内産農林水産物などを扱う物販店や飲食店など（要件有）
申 所定の用紙（京のふるさと産品協会ホームページ（http://kyo-furusato.jp）からダウンロード可）で
他 商品券利用期間は10月1日(木)～翌年1月5日(火)
問 公益社団法人京のふるさと産品協会（☎075・284・0186）

お店や会社を PR
広報まいづるへの広告を募集中

発行部数	41,500部
画像のサイズ	1枠　縦60㍉×横 90㍉ 2枠　縦60㍉×横180㍉
形式【容量】	AI、EPS、JPEG、BMP 【500㌔バイト以下（2枠は1メガバイト）】
掲載料（月額）	◇1枠…12,500円　◇2枠…25,000円

▶詳しくは、広報広聴課（☎66・1041）へ。

◎21ページ ごみ環境ワードパズルの答え
◆マイバッグ

◎まいづるメール配信サービス
◆防災情報、観光・イベント情報、市政情報など。登録は、右のコードから